

高知県軟式野球連盟少年部細則

(目的)

第1条 この細則は、高知県軟式野球連盟少年部（以下「本会」という。）規約第22条に基づき、本会に所属するチーム、選手に対する健全かつ円滑な運営等を目的とし、本会が細則として取り決めたものである。

1. 本会は中学生が野球を通じて健全な発展、人材育成を図り、体力の向上及び団体スポーツを通しての協調性、連帯感や友情を育成並びに選手自身を尊重し、将来へ繋げる人材を育成することを目的とする。
2. 競技者が輝ける環境作り・企画立案
3. 選手の将来をみすえた指導及び体調管理
4. 選手への暴力・暴言・セクハラ・パワハラの撲滅
5. 地域で野球を支える人材育成

(大会及び事業)

第2条 本会は以下の大会の主催、後援及び共催事業を行う。

1. 全日本少年軟式野球大会予選を開催 4月～
2. 全日本春季軟式野球大会予選を開催 10月～
3. 全日本中学女子軟式野球大会出場 8月～
4. 女子野球振興・強化・普及活動
5. U15強化事業 10月～2月
6. 部活動の地域移行の仕組み作り・サポート事業
7. 小中連携し地域で野球が出来る環境・組織作り
8. 各種野球教室・普及イベント・メディカルチェック等
9. 監督・指導者・チーム関係者・選手各種講習会（U15ライセンス・公認指導者）
10. 審判講習会
11. 社会貢献活動・障害者スポーツ支援・国際交流事業等

(会員)

第3条 本会は本会規約第5条に該当するチームまたは個人で構成され、以下のいずれかに該当する。チームは原則、大会出場を目的とするチームは正会員とする。

1. 正会員とは、大会出場を目的とし、本会に趣旨に賛同し、各事業の運営等に協力するとともに、各事業に参加の意志があるチーム・団体。
2. 賛助会員とは、本会の趣旨に賛同し、運営に協力するとともに、各事業に参加の意志がある、本会が適当と認める個人・団体
4. 特別会員とは、本会が認める役員・理事・審判員

(登録及び登録費)

第4条 本会に登録する団体・チームは、毎年2月末日までに、本会規約第7条第4項に記する指導者名簿及び本会の定める様式にて、登録とあわせて登録費を収めること。新規登録、または、前年度未登録団体については、当会役員会で審議の上、登録を認める。

1. 正会員一年額20,000円とする。本会主催及び共催の大会及び事業に参加が可能であり、本会が主催する講習会等の参加費を含む。
2. 正会員は登録完了後、公認野球規則及び競技者必携を進呈する。
3. 本会が主催する講演会や事業について別途定めがある時は、参加費を納めた上、参加をすること。
5. 納入された登録費はいかなる場合も返戻をしない。
6. 登録チームは運営委員（運営・審判）登録者が1名以上必要。

（大会）

第5条 大会とは、本会が主催・後援する大会をいう。また、大会については、第1条の目的を考慮し、以下のとおりとするが、詳細は各大会規定に準ずる。

1. 大会はトーナメントもしくはリーグ戦を行う。上位チームにて決勝ラウンドをトーナメント制でおこなう。決勝ラウンドは8チームで行う
また、3日間連続で試合を行わないよう、休養日を設けること。
2. 投手の投球数は1日100球とし、監督、コーチは厳重に管理すること。
3. 原則、1日に出場できる大会は、選手の健康管理を目的とし、1大会とするが、大会日程上やむをえない場合は、本会に申し出の上、実施すること。
ただし、前述の1日の投球制限を厳守すること
4. 監督・コーチ・選手・保護者から、審判に対する暴言や誹謗中傷があったと認められた場合は、チーム責任者として、監督に退場を命ずることがある。
6. 夏季の大会実施については、大会期間中に休養日を設定する等、選手の熱中症対策及び健康管理に十分に配慮したうえで実施すること。
また、冬季期間の12月29日から2月1日まで間、原則大会を実施または出場してはならない。実施または参加する場合は書面等をもって本会の了承をえること。
（大会自粛期間については、その都度通達する。）

（講習会及び資格等）

第6条 本会の正会員でチーム・団体は第1条の目的を達成のために、監督・指導者は継続的に講習会に参加しなければならない。また、監督・代表者はチームの責任者であることから、年に1回以上必ず参加すること。

第7条 本会の正会員でチーム・団体は、本会規約第7条第4項に記する指導者を置くこと。資格を有する指導者がいない場合は、本会役員会にて協議を行う。その場合は、当年中に資格取得を目指すこと。

（チーム運営）

第8条 本会は第1条に記する目的を実行するために、大会だけでなく練習等においても、別途本会が示すガイドラインに準じた活動を可能な限り遵守すること。

（チーム登録）

第9条 新規にチームを組織する場合は、チームの規約または会則の提出および活動実態報告を行い、別に示される期限までに事前審査を受けること。登録可能チームは以下の通りとする。
＜登録可能チーム編成＞

私学クラブ、企業クラブ型、地域スポーツクラブ型

※学校部活動型（連合含む）で、名称のみ「クラブ」とする編成は不可。

※日常での活動実態のない、急造クラブ編成は不可。

（罰則等）

第10条 本会は会員またはチームに以下の問題が生じた場合は、該当者または団体から事実確認の上、罰則を与える場合がある。

（厳重注意・指導者資格停止・大会出場資格停止・謹慎処分・除名）

1. 予め定められた事項が遵守されていない場合、また、改善する意思が見られない場合
2. 指導者の暴力・暴言・選手へのパワーハラスメント等が認められ、改善の意思が見られない場合
3. 本会の活動に賛同せず、本会及び本会員の名誉を棄損したと認められる場合

第8章 規定等 (その他)

第11条 本細則に記されていない事項については、適宜、本会役員会で協議の上、追記する。

1. この細則は、2023年 11 月 1 日より施行する。
2. 2024年 6月21日一部改正
3. 2025年 2月 8 日一部改正